

公立大学法人奈良県立医科大学組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する奈良県立医科大学（以下「大学」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員会)

第2条 法人に、役員会を置く。

2 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人奈良県立医科大学役員会規程の定めるところによる。

(審議機関)

第3条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、定款及び公立大学法人奈良県立医科大学経営審議会規程の定めるところによる。

第4条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、定款及び公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会規程の定めるところによる。

(教職員)

第5条 法人に、教職員を置く。

(法人のセンター等)

第6条 法人に、医療人育成機構、県立医大医師派遣センター、県費奨学生配置センター、県民健康増進支援センター、健康管理センター、看護実践・キャリア支援センターを置く。

2 前項に定める組織に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学医療人育成機構規程、県立医大医師派遣センター規程、県費奨学生配置センター規程、県民健康増進支援センター規程、公立大学法人奈良県立医科大学健康管理センター規程、看護実践・キャリア支援センター規程の定めるところによる。

(寄附講座)

第7条 法人に、寄附講座を置く。

2 寄附講座の設置に関し必要な事項は、奈良県立医科大学寄附講座規程の定めるところによる。

(共同研究講座)

第8条 法人に、共同研究講座を置く。

2 共同研究講座の設置に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学共同研究講座規程の定めるところによる。

(地域医療学講座)

第9条 法人に、地域医療学講座を置く。

- 2 地域医療学講座の設置に関し必要な事項は、奈良県立医科大学地域医療学講座規程の定めるところによる。

第10条 (削除)

(医師・患者関係学講座)

第11条 法人に、医師・患者関係学講座を置く。

- 2 医師・患者関係学講座の設置に関し必要な事項は、奈良県立医科大学医師・患者関係学講座規程の定めるところによる。

(大学及び大学院)

第12条 法人に、大学及び大学院（以下「大学等という。」）を置く。

- 2 大学等の教職員は法人の教職員をもって充てる。
- 3 大学等の運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学学則及び奈良県立医科大学大学院学則の定めるところによる。

(学科目及び講座)

第13条 大学に、奈良県立医科大学学科目及び講座に関する規程第1条各号に掲げる学科目及び講座を置く。

- 2 学科目及び講座に関し必要な事項は、奈良県立医科大学学科目及び講座に関する規程の定めるところによる。

(附属施設)

第14条 大学に、附属病院及び附属図書館を置く。

- 2 附属病院の組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学附属病院規程の定めるところによる。
- 3 附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学附属図書館管理規程の定めるところによる。

(先端医学研究支援機構)

第15条 大学に、先端医学研究支援機構を置く。

- 2 先端医学研究支援機構に、研究力向上支援センター、医学研究支援センター及び産学官連携推進センターを置く。
- 3 先端医学研究支援機構の組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学先端医学研究機構に関する規程の定めるところによる。
- 4 研究力向上支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学研究力向上支援セ

ンター規程の定めるところによる。

- 5 医学研究支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学医学研究支援センター規程の定めるところによる。
- 6 産学官連携推進センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学産学官連携推進センター規程の定めるところによる。

(大学のセンター等)

第16条 大学に、教育開発センター、国際交流センター、女性研究者・医師支援センター、MBT（医学を基礎とするまちづくり）研究所、スポーツ医学研究センター、陽子線がん治療研究センター、大和漢方医学薬学センター、血栓止血研究センター及びIVR研究センターを置く。

- 2 教育開発センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学教育開発センター規程の定めるところによる。
- 3 国際交流センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学国際交流センター規程の定めるところによる。
- 4 女性研究者支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学女性研究者支援センター規程の定めるところによる。

5 (削除)

- 6 MBT（医学を基礎とするまちづくり）研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学MBT（医学を基礎とするまちづくり）研究所規程の定めるところによる。
- 7 スポーツ医学研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学スポーツ医学研究センター規程の定めるところによる。
- 8 陽子線がん治療研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学陽子線がん治療研究センター規程の定めるところによる。
- 9 大和漢方医学薬学センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学大和漢方医学薬学センター規程の定めるところによる。
- 10 血栓止血研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学血栓止血研究センター規程の定めるところによる。
- 11 IVR研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立医科大学IVR研究センター規程の定めるところによる。

(事務組織)

第17条 法人に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 前項に定める組織に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学事務組織規程の定めるところによる。
- 3 大学及び病院における事務は法人によって行う。

(監査室)

第18条 法人に、監査室を置く。

- 2 監査室の設置に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学監査室規程の定めるところによる。

る。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。